

2017年2月1日

各 位

株式会社 三井住友銀行

外貨建平準払終身保険「ドルスマート」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、本日より、外貨建平準払終身保険「ドルスマート」（引受保険会社：メットライフ生命保険株式会社）の取り扱いを開始します。

本商品は、特約（円入金特約・円支払特約）を付加することで、円での払い込み・受取りも可能な米ドル建の積立利率変動型終身保険です。積立利率は毎月変動し、米ドルベースで年3.0%が最低保証されるため、金利上昇局面において死亡保険金額（増加死亡保険金額）や解約返戻金額が増加することがあり、米ドル建で万が一にそなえながら、将来のための資産形成ができます。

また、解約返戻金の水準を抑えることで、死亡保障がより低廉な保険料でお申し込みいただける低解約返戻金特則、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患で保険会社所定の状態に該当された場合に、以後の保険料の払い込みが不要になる三大疾病保険料払込免除特約をご契約時に付加することが可能で、お客さまの保障ニーズに幅広く対応いたします。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 外貨建平準払保険「ドルスマート」商品概要 >

項目	内容
プラン	基本プラン 低解約返戻金プラン
保険料払込期間/ 契約年齢範囲（被保険者）	【年払込満了】 10年（契約年齢範囲：満6歳～満75歳） 15年（契約年齢範囲：満6歳～満70歳） 【歳払込満了】 55歳まで・60歳まで・65歳まで・70歳まで・75歳まで・80歳まで・85歳まで・90歳まで （契約年齢範囲：満6歳～満80歳）
契約通貨	米ドル
診査方法	告知書扱、健診書扱、人間ドック扱、健康管理証明書扱、面接士扱、医師扱
最低保険料	30米ドル
最低保険金額	30,000米ドル
積立利率	年3.0%（予定利率）を米ドルベースで最低保証 契約後は毎月変動
保険料の払込方法	月払、半年払、年払
保険料の払込経路	口座振替（初回保険料は振込）
保険料の前納	契約時のみ前納の選択が可能 払込期間が10年以下の場合、全期前納扱い 払込期間が10年を超える場合、前納は9年間分 払込方法は年払のみ 保険料にはメットライフ生命所定の利率で割引あり 前納の場合の払込通貨は米ドルのみ
付加できる特約	低解約返戻金特則、三大疾病保険料払込免除特約、 円入金特約、円支払特約、リビング・ニーズ特約、 年金支払特約、給付金代理請求特約、年金移行特約

項 目	内 容
円入金特約、円支払特約 付加時の為替手数料	初回保険料振込時：TTM + 50銭 2回目以降口座振替時：TTM + 1円 円での受取時：TTM - 50銭 TTM：メットライフ生命所定の金融機関の外貨交換レート と円交換レートの仲値
市場価格調整	適用なし
解約控除	契約から10年以内かつ保険料払込期間中に解約・減額した 場合には解約控除あり

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。